

社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを運営する意義とその役割

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国ボランティア・市民活動振興センター

1

CONTENTS

- (1) 災害ボランティアセンターによる被災者支援と社協
- (2) 社協ネットワークにおける災害VC支援体制の現状
- (3) 多様なセクターとの連携
- (4) おわりに
—災害時におけるボランティア活動と日頃の地域福祉活動への考え方—

2

(1) 災害ボランティアセンターによる被災者支援と社協

中規模・小規模な災害は全国各地、毎年無数に発生しています

平成25年

4月13日淡路島震源地震(兵庫県)
浜松市 地すべり(静岡県)
融雪等に伴う地すべり(山形県)
7月18日までの大雨(山形県、静岡県)
7月22日の大雨(山形県、福島県)
7月26日の大雨(岩手県)
7月28日の大雨(山口県、島根県)
7月30日の大雨(新潟県)
8月9日の大雨(岩手県、秋田県)
8月23日からの大雨(島根県)

9月2日の竜巻(埼玉県、千葉県)
9月4日の竜巻(栃木県)
9月4日の大雨(愛知県)
台風18号(京都府、福井県、滋賀県、
三重県、青森県、岩手県)
9月16日の突風(埼玉県)
台風24号(鹿児島県)
台風26号(千葉県、東京都)
2月14日から15日の大雪災害
(山梨県、群馬県、長野県、
埼玉県、東京都、静岡県)

平成26年

台風8号
7月9日の大雨(山形県南陽市)
7月9日土砂災害(長野県南木曾町)
台風12号
8月2日からの大雨
(徳島県阿南市・海陽町、高知県
日高村、山口県岩国市・和木町)
台風11号
8月9日からの大雨
(徳島県那賀町、高知県四万十町) ……
8月10日の突風(栃木県)
8月15日からの大雨(岐阜県高山市、
京都府 福知山市、兵庫県丹波市)
8月19日土砂災害(広島市安佐南区、
安佐北区)
9月27日 御嶽山噴火
台風18号
10月6日の大雨(静岡県清水区)

※別紙「平成26年度、27年度 市町村災害ボランティアセンター一覧」参照

日本では、被災地では、災害ボランティア活動を支援する「災害ボランティアセンター」が設置されて、被災者支援が行われることが定着しました。

3

災害ボランティアセンターの起源

○「ボランティア元年」阪神・淡路大震災では、137万7300人(兵庫県推計)というボランティアが活動

※参考: 東日本大震災被災3県 平成23年3月～平成26年7月 138万1700人(全社協把握)

○1995年阪神淡路大震災、1997年ナホトカ号重油流出

創意工夫をして多様な人・機関がコミュニケーションをとりながら、コーディネートする体制づくりをはじめたのが災害ボランティアセンターの起源といえる

○1998年の福島・栃木水害、高知水害において、「水害ボランティアセンター」が設置



およそ現在のような協働型災害ボランティアセンターが整ってきた

4

社協が担う災害ボランティアセンター

災害ボランティアセンターの運営主体は、当初様々であった。
運営主体の担い手として、次の要素が重要視されるようになった。

- 日本全国すべての都道府県・市町村に存在すること
 - 被災地の地域特性を知っている必要がある
 - 中長期的な被災者の支援＝被災者に寄り添い続けられるのは地元の組織だけ
- 民間の立場を活かした機動性・柔軟力
 - 行政は一律・公平性が原則

担い手として「社会福祉協議会」がクローズアップ



- 社協の地域福祉推進のミッション
 - 住み慣れた場所で、誰もが自分らしくいきいきと暮らせる地域づくり

5

社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを運営する意味

- すべての自治体に存在する
- 日常的に住民と接している(地縁組織と顔の見える関係がある)
- ほとんどの社協は平常時から「ボランティアセンター」という機能を有する
- 行政や幅広い機関・団体とも関係を構築している
- 福祉サービス事業者として要援護者を把握している
- 全国的なネットワークを有している
- 民間としての機動力がある
- もともと使命として、地域の生活課題を把握し、解決する機能を有している
- センター閉所後は、社協の本来的機能として、被災者の生活支援、被災地の復興支援にあたる(生活支援相談員による支援など)
- 以上により社協が運営することについて、関係者で一定の合意がなされている(地域防災計画への反映など)

6

災害の規模の大きさ

近隣の助け合い

- * 日頃からの近隣の助け合い活動
- * 民生委員児童委員、地域包括センター、在宅介護サービス事業者(ケアマネ、ホームヘルパー)、障害者等の当事者組織等による安否確認や避難誘導



市域の住民や関係団体に支援の呼びかけ

- * 市町村域のボランティアセンターや市民活動センター等に関わるボランティアやNPO団体によるコーディネート
- * 災害支援組織や社協等のネットワーク(日赤奉仕団、JC、商工会、学校・大学、生協...)等による支援



県内の近隣の市町村に住民等へ支援の呼びかけ

- * 県内近隣社協からの協力
- * 広域的に被害がある場合は、都道府県社協に災害ボランティアセンターを設置
- * 災害支援を行うNPO団体やネットワークへの協力要請



都道府県域を超えた広域的な支援の呼びかけ

- * 近県・ブロックへの呼びかけ(ブロックを単位にした調整)
- * 全国への呼びかけ(全社協等の調整)
- * 支援P等における広域的な災害ボランティア活動支援

東日本大震災支援前までの経過

○平成16年(2004年)の新潟県中越地震

全国の社協職員が被災地支援を行ったが、災害系NPOとの協働において大きな混乱あり



○平成17年～

協働による災害ボランティアセンターによる支援体制構築

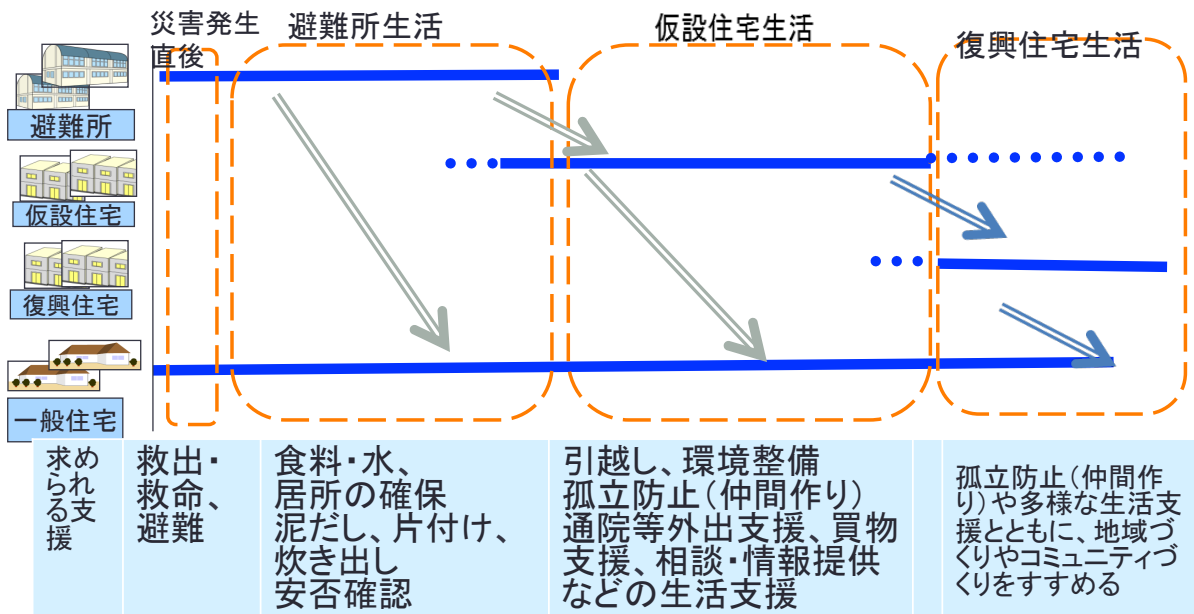
- ◆全国の社協及びNPOやその他の災害ボランティア関係者と協働(支援プロジェクト等)
- ◆「被災者中心・地元主体・協働」という3原則を支援の基本におく
- ◆災害ボランティアセンターコーディネーター研修のプログラムの開発
災害ボランティアセンターの運営支援者・運営者の養成研修を実施(H17～現在)
- ◆大きな災害が発生した際にはネットワークを活かした災害ボランティア活動支援を展開

災害ボランティアセンターで行われていること (機能)

- ・被災状況の把握と行政等、関係機関などとの連絡調整
- ・被災者ニーズへの対応: ニーズの受付・相談、被災世帯調査・ローラー作戦の実施、潜在ニーズの発掘、ボランティアの活動調整、専門機関や被災者支援制度へのつなぎ
- ・ボランティアの募集: 地元関係者を通じた募集を始め、支援関係者を通じた広域での募集、ホームページ等による募集
- ・ボランティアのマネジメント: 円滑なボランティア活動への配慮(受付、オリエンテーション、活動調整、ポ安全・健康管理等)
- ・様々な支援活動・支援への資源などの調整(資機材の調達・集積や調整)
- ・広報: 被災者へ支援活動(センターの存在・活動を依頼できること)の告知、ボランティア募集、マスコミ対応、活動状況の記録・発信
- ・運営体制の整備、スタッフ・コーディネーターの調整 ・苦情対応
- ・支援プログラムの開発 ・活動保険加入のための事務 ・活動資金の調達
- ・庶務や会計 ・災害VC閉所の検討と生活支援への移行 ……

9

災害ボランティア活動のフェーズ 10



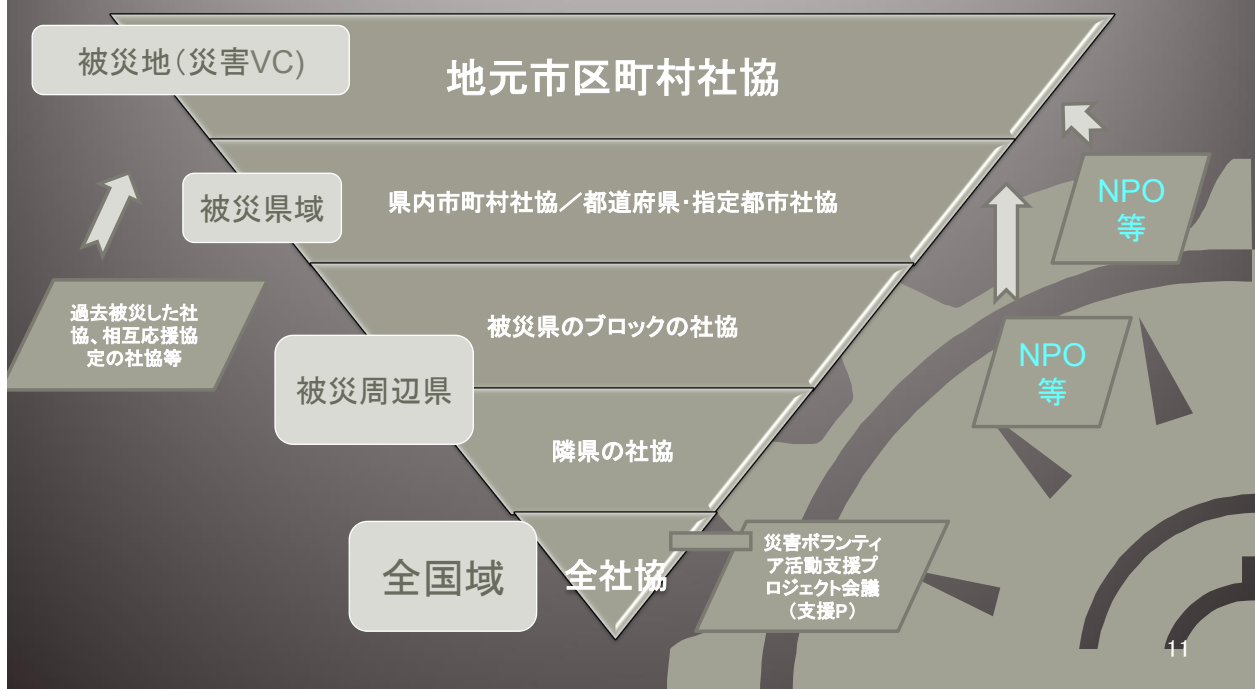
災害ボランティアセンター

災害復興(ボランティア)センター

数多くのVが参加し、さまざまな支援を行う

地元の復興活動の活性化、中長期に活動するボランティアやNPO

(2) 社協ネットワークにおける災害VC支援体制の現状



全社協・地域福祉推進委員会 とりまとめ 「社協における災害ボランティアセンター 活動支援の基本的考え方 —全国的な社協職員派遣の進め方—」

(平成25年3月25日)

- 社協における災害ボランティアセンターによる活動支援の考え方
- 災害ボランティアセンター運営に関する基本的考え方
- 全国的な社協職員派遣の手順
- 活動資金の調達
- 平常時の取り組み

都道府県・指定都市における連携の状況

- ・ブロック協定：7ブロックで締結
北海道・東北、関東、東海・北陸、近畿、中国、四国、九州
- ・市区町村社協との間での相互応援協定
36箇所（職員派遣、物資・資機材提供等）
- ・都道府県・指定都市域内関係団体間の災害ネットワーク
45箇所
- ・同 災害協定 19箇所
- ・域外の社会福祉協議会/関係団体との災害協定
10箇所

「平成26年度都道府県・指定都市社協災害ボランティアセンター担当者連絡会議 事前アンケート結果」より

13

構築された体制／協定がすべてではありません

被災地周辺県段階で

隣県の社協からの支援

◆被災地の隣県社協は、ブロック幹事県以上にアクセスや人的支援の面での即戦力としての役割を担うことができることから、積極的に支援の一役を担う場合がある

（例：H19新潟中越沖地震→福島県からの応援、
H26長野県南木曾町土砂災害→岐阜県中津川市からの応援 等…）

これまでの被災地などから…

以前に支援を受けた社協からの支援

◆以前の被災地であったところが、積極的に新たな被災地に対する支援を展開

（例：阪神大震災、新潟中越大震災、東日本大震災 等…）

14

全国段階「全社協」

- ◆全国的な支援の必要性の見極め(職員による被災地状況確認)
- ◆必要とされる支援について、被災地社協・被災県社協や、ブロック幹事県社協との調整
- ◆「災害ボランティア活動支援プロジェクト会議」(支援P)等と連携
- ◆被災地支援経験の豊かなアドバイザー(運営支援者)の派遣調整
- ◆被害が甚大で、被災地のブロックでの支援だけでは対応しがたい際の被災地以外のブロック(広域ブロック)による支援についての調整(東日本大震災のいわゆるブロック派遣)
- ◆情報発信
「被災地支援・災害ボランティア情報」のメール配信、同ホームページ発信

15

東日本大震災支援の例

○社協はブロックを単位に、初めて全国規模で職員派遣を実施。

津波被害の沿岸部を中心とした災害ボランティアセンター(被災社協)での運営支援を行った。

○被災地に派遣した社協職員数〔延べ人数〕

岩手県:1万3442人(関東ブロックB、東海・北陸ブロック)

宮城県:1万3358人(近畿ブロック、中国・四国ブロック)

福島県: 8250人(関東ブロックA、九州ブロック)

○主な活動内容

災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営支援、被災地の状況把握、被災社協の復旧・復興支援、生活福祉資金貸付相談、手続支援 等

○その他、災害ボランティア活動支援プロジェクト会議(支援P。詳細は後述)から、災害ボランティアセンターの運営支援者として延べ4993人が派遣された。¹⁶

災害ボランティア関係者同士の顔の見える 関係の構築(全社協の取り組み)

◆全社協主催研修・会議

災害ボランティアセンター経験者会議、災害ボランティアセンター担当者情報交換会(都道府県・指定都市社協向け)、災害VC運営支援のあり方検討(平成27年度社会福祉推進事業、災害ボランティア活動支援プロジェクト会議を通じての情報交換等

◆毎年のように発生する大規模・中規模災害の地元関係者及び支援者を集めての振り返り作業を繰り返し実施

◆様々な切り口での関係者会議を開催

◆他主催会議等への参加

ブロック都道府県内閣府主催の会議や静岡県での図上訓練、JVOAD準備会での意見交換(全国フォーラムへの企画参画)等、様々な関係者の実施する会議への積極的な出席を通して、顔の見える関係の拡大を図っている

17

(3) 多様なセクターとの連携

全国段階では

「災害ボランティア活動支援プロジェクト会議(支援P)」

◆支援プロジェクトは、被災地主体のボランティア活動に寄与するため、新潟中越地震の検証作業を契機に、2005年1月に中央共同募金会に設置

◆企業・NPO・社協・共同募金会が協働し、災害ボランティア活動のより円滑な支援の実現に向け、人材・資源・物資、資金の有効活用を促す仕組みづくりの実現など、災害ボランティア活動の環境整備をめざす

◆発災時には、「人」「もの」「資金」に関する災害ボランティア活動への支援を行う

◆支援Pを構成する多様なセクターのメンバーは、社協が災害ボランティアセンターを担うことについて賛同し、協力を行ってきている。

18

災害ボランティア活動支援プロジェクト 会議(支援P)について

災害ボランティアセンターを支援する全国段階のネットワーク

- ◆支援プロジェクトは、被災地主体のボランティア活動に寄与するため、新潟中越地震の検証作業を契機に、2005年1月に中央共同募金会に設置
- ◆企業・NPO・社協・共同募金会が協働し、災害ボランティア活動のより円滑な支援の実現に向け、人材、資源・物資、資金の有効活用を促す仕組みづくりの実現など、災害ボランティア活動の環境整備をめざす
- ◆発災時には、「人」「もの」「資金」に関する災害ボランティア活動への支援を行う
- ◆支援プロジェクトを構成する多様なセクターのメンバーは、社協が災害ボランティアセンターを担うことについて賛同し、災害VCの運営支援に協力を行っている。

19

支援Pの支援の柱

◆「ひと」:

現地災害ボランティアセンター、社協の支援のための運営支援者を派遣。(支援Pの委員の他、全社協の講師陣・研修修了生の中から協力を得て実施)

◆「もの」:

日本経団連1%クラブとの連携により、現地災害ボランティアセンターが必要とする備品や車両(リース)の調達などを企業からの寄付を募って実施(調整を支援プロジェクトが行い、現地の負担を減らす)。また、日本経団連と1%クラブ会員企業への協力要請を通じ寄せられた物資をパック化し(うるうるパック)、現地災害ボランティアセンターに提供することで、被災者に直接手渡される。

◆「資金」:

日本経団連と1%クラブが会員企業に呼びかけ、ボランティアセンター支援(運営支援者経費等)、中長期的な被災地主体の復興プロジェクト経費等への助成のため、企業の寄付や社員募金の受け入れを実施。

20

災害ボランティアセンター(事務局)に必要なもの

<事務資器材>

- ①事務スペース
- ②通信・IT機器
- ③什器資機材
- ④車両
- ⑤その他

<ボランティア資器材>

<消耗品>

<プログラム備品>

【準備(手配)方法】

- A. 既存資器材の活用
- B. 災害対策本部への協力依頼
- C. 共同募金の災害等準備金の活用
- D. 支援Pの活用**

21

被災者支援に活用できるもの —「うるうるパック」

- 被災地域の方々が必要とする物資を一旦県外で集約し、各世帯に配付できるようにパックしてお届けするもの。
- 災害ボランティアセンターで、被災者の方々とのコミュニケーションの円滑剤、被災者を応援する心を届ける手段として、知恵と工夫を凝らして配付。
- 届け先や時期など、被災者の方々のニーズによって、詰め合わせ内容にバリエーションをつけている。
- 支援Pだけでなく、災害VCやNPO/NGOにも、意義が浸透し、手法が広がる。



うるうる
パック

被災されたみなさまへ

このたびは、突然の地震による被害に遭われたこと、心からお見舞い申し上げます。
この「うるうるパック」は、企業とNPOの方々からのささやかなお見舞いの気持ちです。
一日も早い復興をお祈り申し上げます。

災害ボランティア活動支援プロジェクト会議

22

(参考： 企業からの物資提供)
～支援Pにおける物資コーディネート分～

<主な災害時の金額換算総額>

災害名	金額
能登半島地震	1,630万円
中越沖地震	2,408万円
東日本大震災	1億6,700万円

23

(4)おわりに

社 身近な暮らしでの防災と地域の助け合い活動

- 日頃からの地域の助け合い活動の大切さ
- 顔の見える関係づくり
- 「誰もが」防災の担い手に
- 被災後の地域の生活課題解決のために

24

大規模災害と生活課題

- 大災害においては、多くの方が、家族・自宅・仕事・友人関係や近隣関係を喪失し、これをきっかけに潜在化していた生活課題が顕在化したり、新たな生活課題を抱え、解決をしていくことが必要になる。
- ↓
- ボランティア活動や助け合い活動
- 訪問活動など生活課題の発見と特別な支援体制(生活支援相談員)

25

災害ボランティア活動の留意点

●自発的な意志と責任による

ボランティア本人の自発的な意思と責任により活動に参加・行動することが基本。

●自分自身で被災地の情報を収集する

事前にホームページ等を通じて被災地の状況について把握することが重要。目指す先(災害ボランティアセンター等)から発信されている情報は必ず確認する。

●安全・体調の管理／保険への加入

活動は、危険がともなうことや重労働となる場合があるため、安全や健康についてボランティアが自分自身で管理することが大切。決して無理をしない。備えとして、ボランティア活動保険に加入する(詳細は後述)。

26

●自己完結をめざすのが原則

活動する際の宿所や食事は、ボランティア自身が事前に被災地の状況を確認して手配するのが原則。水、食料、その他身の回りのものについても自身が携行のうえ活動する(事情によりそれらの提供がある災害VCがあっても例外と認識する)。

●被災者中心、地元主体で

被災した方々の気持ちやプライバシーに十分配慮し、マナーある行動と言葉づかいでボランティア活動に参加する。

また、地元の災害VCやボランティアコーディネーター等、現地受け入れ機関の指示、指導に従って活動する。以前経験した災害VCと異なる活動方針・運用には、その地域地域における事情の違いが背景にあることが多い。

27

日頃の地域福祉活動から防災活動につなげていく

- 🌸 受援力＝「助けられ上手が助け上手」
 - ・お互い様の気持ちがつながりをつくる

- 🌸 日常の地域の暮らしの大事さ
 - ・地域のつながり、地域の役割などが防災や復興の力となる。
 - ・日常的に緊急時や防災への関心や意識を高める。(要援護者の支援計画づくり)

28

🌸 普段からの顔を見える地域の範囲での見守りやサロンやコミュニティカフェのような福祉活動が緊急時の支援や助け合いにつながる。

* 福祉への関わりで結びついた仲間やつながりが地域にたくさんあることが地域の福祉力となり地域の資産になる。

🌸 個人情報の取り扱いの工夫。

* 地域での個人情報は、少しだけ開いておく必要があるのではないか。

* 取扱いの考え方を行政・地域で共有化